

第 16 回全日本ホルスタイン共進会の第 16 回全共ロゴ使用規程

制定 令和 7 年 7 月 16 日

(趣 旨)

第 1 条 第 16 回全日本ホルスタイン共進会(以下、「第 16 回全共」という。)の第 16 回全共ロゴ使用規程は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会(以下、「日ホ協」という。)が開催する第 16 回全共の宣伝用に作成した第 16 回全共ロゴの使用に関する規程である。

(第 16 回全共ロゴの権利)

第 2 条 第 16 回全共ロゴに関する一切の権利(著作権等)は、日ホ協に帰属する。

(使用承認の基準)

第 3 条 第 16 回全共ロゴは第 16 回全共に対する理解と協力を高めるために効果があると認められるときは、使用を承認するものとする。ただし、次に掲げる各号に相当するときは除く。

- (1) 第 16 回全共の趣旨に反するおそれがある場合。
- (2) 第 16 回全共の品位を傷つけ、若しくは正しい理解を妨げ、又はそのおそれがある場合。
- (3) 日ホ協が認めた関連事業を推進するうえで、支障をきたし、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用する場合。
- (5) 特定の個人、団体等の売名行為に利用しようとする場合。
- (6) 第 16 回全共ロゴを正しく使用方法に従って使用していないと認められる場合。
- (7) 品質、技能等に関して、公的機関の認定が必要な新商品について当該認定がとれた場合。
- (8) 当協会の許諾を得ることなく、第 16 回全共ロゴの変形、加工、改変する場合。
- (9) その他、日ホ協が不適当と判断した場合。

(使用手続)

第 4 条 次に掲げる各号に該当するときは、日ホ協の承認を得て使用するものとする。

- (1) 商品に使用する場合。
- (2) 商業広告に使用する場合。
- (3) デパート、大規模小売店、商店街等が第 16 回全共を利用した売出しを実施しようとする際に使用する場合。ただし、日ホ協が認めた協賛事業を除く。
- (4) その他、日ホ協が特に承認申請を必要と判断した場合。

(使用手続きの免除)

第 5 条 次に掲げる各号に該当するときは、日ホ協の使用承認の手続きは必要としない。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれに関連する特例民法法人が使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係が報道のために使用する場合。
- (3) 第 16 回全共に出展、資金協力及び営業参加を行う企業がPR及び製品等の無償配布をするなど、当該参加に関して直接関連して使用する場合。

ただし、出展企業等の特別営業行為及び営業参加者の当該営業行為に関する使用を除く。

- (4) 企業、団体等が発行する社内報、機関誌、会報等で営利を目的としない無償配布の印刷物で第 16 回全共関連記事の中で使用する場合。

ただし、無償配布でもその発行費用が主として広告掲載料でまかなわれ、配布すること自体が営業行為である場合は除く。

- (5) その他、日ホ協が使用承認の申請を必要と判断した場合。

(使用承認の申請)

第 6 条 第 16 回全共ロゴを使用しようとする場合は、第 16 回全共ロゴ使用承認申請書(以下「申請書」という。)(様式第 1 号)により、日ホ協に申請する。

- 2 日ホ協は申請書を受理するにあたり、第 16 回全共ロゴを使用しようとする事業の企画書、商品見本、広告原稿、企業概要等の提出を求めることができる。

(使用の承認)

第 7 条 日ホ協が第 16 回全共ロゴの使用を承認するものについては、第 16 回全共ロゴ使用承認書(様式第 2 号)を交付する。

(使用方法)

第 8 条 第 16 回全共ロゴを使用する場合は、第 16 回全共ロゴ使用承認書を受理した後、日ホ協のホームページから第 16 回全共ロゴをダウンロードして使用するものとする。

- 2 第 16 回全共ロゴの一部のみを使用し、若しくは変形し、又は他の図形や文字と重ねて使用してはならない。

(使用条件)

第 9 条 第 16 回全共ロゴの使用承認を受けた場合は、使用方法及び使用申請内容を遵守し、承認番号を付して使用するものとする。ただし、日ホ協が承認番号の標示を不可能又は不要と判断した場合は、この限りではない。

(使用期間)

第 10 条 第 16 回全共ロゴの使用期限は、原則として第 16 回全共閉会日(令和 7 年 10 月 26 日)までとする。

(使用承認内容の変更)

第 11 条 第 16 回全共ロゴの使用承認を受けたものが、使用申請内容について変更しようとする場合は、あらかじめ第 16 回全共ロゴ使用承認内容変更申請書(様式第 3 号)により日ホ協に申請する。

(使用承認の取消)

第 12 条 使用条件に反して第 16 回全共ロゴを使用した場合又は申請書の内容に虚偽があることが判明した場合には、使用承認の取り消しを行うことができる。この場合は使用物件の回収費用は第 16 回全共ロゴの使用者の負担とする。

- 2 使用者に対して第 16 回全共ロゴを使用したことに起因して、日ホ協が直接的または間接的に何らかの損害を被った場合、日ホ協の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければならない。
- 3 使用承認の取り消しは、第 16 回全共ロゴ使用承認取消通知書(別紙第 4 号)をもって行うこととする。

(免 責)

第 13 条 日ホ協は、第 16 回全共第 16 回全共ロゴに事実上または法律上の瑕疵がないことを明示的に黙示的にも保証していない。日ホ協は、かかる瑕疵を除去して第 16 回全共ロゴを提供する義務を負わない。

- 2 日ホ協は、第 16 回全共ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について、一切の責任を負わない。

(付則)

この規程は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。